

様式第15号（第9条関係）

答申番号：令和7年度 答申第5号

答申書

1 審査会の結論

個人情報開示請求（おいらせ町役場本庁舎における職員暴行の件）に対し、おいらせ町長が令和7年6月18日付けお総第205号個人情報不開示決定通知書において不開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

要約すると、以下のとおりである。
不開示決定に異議申し立て。
地方公務員法第1～5章に該当する。

（2）処分担当課の主張

要約すると、以下のとおりである。
①個人情報不開示決定処分の内容

本件開示請求に係る個人情報については、おいらせ町長が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和5年おいらせ町訓令第15号、以下「要綱」という。）第4「5開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合」に該当して不存在であるため不開示。

②要綱第4の5の該当性について

請求人は、「不開示決定に異議申し立て、地方公務員法に第1、2、3、4、5章に該当する」としているが、本開示請求に係る個人情報（文書等）を保有しておらず、不存在である。

よって、要綱第4の5に規定する「開示請求書の受付後に開示請求に係る保有個人情報を保有していないことが判明した場合は、担当課等は、速やかに、開示をしない旨の決定をし、請求人に対し、その旨を個人情報不

開示決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。」に該当すると認められる。

③本件処分は妥当であり、請求人の主張を否認する。

3 調査審議の経過

令和7年8月4日	諮詢書受領
令和7年10月2日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）
令和7年10月28日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）

4 (不開示決定を妥当とした) 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった個人情報不開示決定処分について、請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 関係法令の定め

要綱第4の5の(1)は、開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合として、「開示請求書の受付後に開示請求に係る保有個人情報を保有していないことが判明した場合は、担当課等は、速やかに、開示をしない旨の決定をし、請求人に対し、その旨を個人情報不開示決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。」と規定している。

(2) 争点

請求人は、「自身が町職員から暴行を受けたことに関して、関係機関とやりとりした記録」の開示を求めているものであるが、処分担当課は、本件に該当する個人情報が不存在であるから不開示決定処分としたため、その妥当性について、以下検討する。

①処分担当課への聴取

当審査会から処分担当課に対し、事実関係及び文書等の有無について確認をしたところ、処分担当課としては「職員による暴行事件」という事実があったことが確認できず、それに伴う記録も存在しない、との回答があった。

②要綱第4の5の該当性

以上のことから、本件開示請求の対象となっている保有個人情報は存在しないという処分担当課の説明に特段不合理な点は認められず、処分担当課が不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

よって、要綱第4の5に規定する「開示請求書の受付後に開示請求に係る保有個人情報を保有していないことが判明した場合は、担当課等は、速やかに、開示をしない旨の決定をし、請求人に対し、その旨を個人情報不開示決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。」に該当すると考えられる。

以上により、処分担当課が不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

請求人は、いわゆる「職員からの暴行」について、種々の主張をしているが、これらはいずれも本件個人情報不開示決定処分に係る審査請求とは関係がなく、また、これまで述べてきた当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。